

福岡県公報

平成18年3月17日

第2509号

目次

告示(第524号-第544号)

○都市計画の変更	(都市計画課)	……………	1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	……………	1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	……………	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	……………	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	……………	4
○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(高度情報政策課)	……………	4
○土地改良区の清算人の退任	(農地計画課)	……………	5
○土地改良区の清算人の退任	(農地計画課)	……………	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	……………	5
○町の字の区域の変更	(地方課)	……………	5
○都市計画事業の認可	(下水道課)	……………	7
○都市計画事業の認可	(下水道課)	……………	8
○都市計画事業の認可	(下水道課)	……………	8
○都市計画事業の認可	(都市計画課)	……………	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………	9
○貸金業者の営業所の不確知	(経営金融課)	……………	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	……………	9

○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………10

公 告

○一般競争入札の実施 (県民情報広報課) ……………10

○一般競争入札の実施 (学 事 課) ……………12

告 示

福岡県告示第524号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡都市計画公園を変更(福岡都市計画公園9・7・1号海の中道海浜公園の変更)

福岡県告示第525号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年7月6日農林水産省告示第1126号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び豊前市役所に備

え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第526号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年8月9日農林水産省告示第1401号（2に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第527号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年12月15日農林水産省告示第2427号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第528号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年6月25日農林水産省告示第897号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
直方	県道	宮遠田賀線	前	鞍手郡鞍手町大字室木270番1先から同郡同町大字室木798番1先まで	6.4 ～ 28.0	1,100.8	
			前	同上	9.0 ～ 26.8	974.5	
			後	同上	9.0 ～ 26.8	974.5	
直方	県道	宮遠田賀線	前	鞍手郡鞍手町大字室木798番2先から同郡同町大字新北2772番1先まで	4.8 ～ 21.0	2,430.9	うち県道直方宗像線重用延長24.0メートル
			前	同上	9.2 ～ 27.8	2,434.8	うち県道直方宗像線重用延長46.0メートル
			後	鞍手郡鞍手町大字室木798番1先から同郡同町大字八尋1119番2先まで	9.2 ～ 24.4	2,355.9	うち県道直方宗像線重用延長13.0メートル
直方	県道	宮遠田賀線	前	鞍手郡鞍手町大字八尋1119番2先から同郡同町大字古門329番7先まで	5.4 ～ 30.0	5,504.6	うち県道直方宗像線重用延長53.5メートル
			前	鞍手郡鞍手町大字八尋1119番2先から同郡同町大字古門121番先まで	13.0 ～ 41.8	5,170.0	うち県道直方宗像線重用延長17.8メートル

			後	同上		13.0 ～ 41.8	5,170.0	同上
直方	県道	室木下有木線 若宮	前	鞍手郡鞍手町大字室木840番1先から同郡同町大字室木314番5先まで		9.4 ～ 19.5	106.5	
			後	鞍手郡鞍手町大字室木790番3先から同郡同町大字室木314番5先まで		11.1 ～ 16.4	39.4	
			前	嘉穂郡稲築町大字鴨生410番1先から同郡同町大字岩崎1005番1先まで		9.0 ～ 17.0	739.9	
飯塚	県道	口ノ原築線 稲築	前	嘉穂郡稲築町大字鴨生409番1先から同郡同町大字岩崎1232番2先まで		9.0 ～ 30.6	1,522.4	うち県道飯塚山田線重用延長649.4メートル
			後	嘉穂郡稲築町大字岩崎866番6先から同郡同町大字岩崎1005番1先まで		10.3 ～ 21.1	66.0	
			後	嘉穂郡稲築町大字鴨生409番1先から同郡同町大字岩崎1232番2先まで		9.0 ～ 30.6	1,522.4	うち県道飯塚山田線重用延長649.4メートル

福岡県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	上新入直方線	前	直方市大字山部848番5先から 同市大字山部733番5先まで	7.8 ～ 10.6	39.0
			後	同上	10.0 ～ 14.5	
直 方	県 道	新植延木線	前	鞍手郡鞍手町大字新北2762番1先から 同郡同町大字新北2575番先まで	12.0 ～ 18.0	364.0
			前	鞍手郡鞍手町大字新北1041番1先から 同郡同町大字新北2575番先まで	10.0 ～ 43.0	
			後	同上	10.0 ～ 43.0	
直 方	県 道	福岡直方線	前	宮若市福丸425番先から 同市竹原287番8先まで	11.0 ～ 29.0	600.0
			後	同上	11.0 ～ 35.6	

福岡県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成18年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直 方	上新入直方線	直方市大山部848番5先から 同市大字山部733番5先まで
直 方	直方橋線	直方市大字上頓野3100番1先から 同市大字上頓野3172番1先まで
直 方	福岡直方線	宮若市竹原296番4先から 同市竹原287番8先まで

福岡県告示第532号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条及び第4条第4項の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに電子署名を要する申請等を公示する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条 項	使用の開始日	対象手続
旅券法（昭和26年法律第267号）	第3条第1項、第10条第1項、第11条第1項及び第12条第1項	平成18年3月20日	一般旅券新規申請、一般旅券訂正新規申請、一般旅券切替新規申請、一般旅券訂正申請及び一般旅券増補申請

福岡県告示第533号

解散した清算法人益生田土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

氏 名	住 所
横 溝 正 盛	久留米市田主丸町益生田1567番地2
横 溝 武	〃 1741番地2
横 溝 重 光	〃 1562番地
池 尻 守 雄	〃 1510番地
横 溝 光	〃 1561番地1
横 溝 九州夫	〃 1511番地1
中 野 勝 義	〃 1580番地2
稲 吉 典 一	〃 1438番地
森 田 一 枝	〃 628番地1
横 溝 哲 夫	〃 1555番地
横 溝 正 信	〃 1736番地
池 尻 忠 行	〃 1542番地

福岡県告示第534号

解散した清算法人地徳土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

氏 名	住 所
坂 井 實	久留米市田主丸町地徳3153番地1
吉 岡 藤 太	〃 地徳2266番地
内 山 定 隆	〃 地徳2282番地
鳥 越 善 吾	〃 益生田1450番地2
池 尻 守 雄	〃 益生田1510番地
吉 岡 孝 雄	〃 地徳2377番地1
宮 原 奉 文	〃 益生田1385番地
中 村 信 男	〃 地徳2957番地
上 野 精 男	〃 益生田2073番地2
藤 田 昌 勝	〃 地徳3312番地
檜 崎 博 多	〃 地徳2142番地2
松 本 輝 雄	〃 地徳2916番地
坂 井 茂 男	〃 地徳3239番地
坂 井 進	〃 地徳3158番地1

福岡県告示第535号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市稲吉字若宮1316番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市福童3257-1
岡 正三

福岡県告示第536号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、碓井町長から碓井町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平山飯田地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字飯田字クマモトに編入する。

大字	字	地番
飯田	ツカサキ	517の1の一部、518の1の一部、518の2、519の一部、520の1の一部、520の2、520の3、523の一部、525の一部、526から528まで、529の一部、535の一部、538の一部、670の1の一部、671の一部
	八王寺	539の一部、542の一部

2 次の区域を大字飯田字ツカサキに編入する。

大字	字	地番
飯田	クマモト	493の2の一部
	八王寺	550の一部、552の一部、554の一部、555の一部、556、560、561の一部、562から564まで、565の1の一部、565の2、567、568の一部、569の一部、572の一部、707の一部
	フカマチ	683の一部

3 次の区域を大字飯田字八王寺に編入する。

大字	字	地番
飯田	ツカサキ	529の一部、530、532、535の一部、538の一部、670の1の一部、671の一部、706の一部、708、710の一部
	フカマチ	683の一部
	ウキシマ	691の一部
平山	ヲビタ	1013の一部、1080の一部
	ノマ	921の1の一部、922の1の一部、923の一部、1015の一部

エノ木坂	962の一部、963の一部、964、965の1、965の2、966、967、968の一部、977の一部、978の一部、980、981の1、981の2、982、983、985の一部、986の一部、987、1014の一部、1083
サヤノ浦	950の一部、951の一部、960の一部

4 次の区域を大字飯田字ウキシマに編入する。

大字	字	地番
平山	ヲビタ	905の一部、907の一部、908の一部、909の一部、910の1、910の2、911の1の一部、911の2、913の1の一部、913の2、913の3、914の1の一部、914の2の一部、914の3の一部、914の4、1080の一部

5 次の区域を大字平山字白水に編入する。

大字	字	地番
平山	ノマ	922の1の一部、924の1から924の3までの各一部、930から932までの各一部、933、934、935の1の一部、935の2の一部、936の一部、1015の一部、1087
	石原	1012の1の一部
	サヤノ浦	1086の一部
	野中	868の2の一部、869の3の一部、870の2の一部、1079の一部

6 次の区域を大字平山字野中に編入する。

大字	字	地番
平山	ノマ	930から932までの各一部、1015の一部
	石原	1012の1の一部
	白水	850の1から850の3までの各一部、851の2の一部、852の2の一部、853の2の一部、854の一部、855の1の一部、855の2、858の一部、859の一部、860、1017の1の一部、1089
	ヲビタ	902の2、903の2の一部
	長原	1009の1の一部

7 次の区域を大字平山字ノマに編入する。

大字	字	地番
平山	サヤノ浦	937の1から937の3まで、938の一部、939の1の一部、939の2、940の1の一部、940の2、941の1の一部、944の一部、946、947の一部、948の一部、950の一部、951の一部、960の一部、1016の一部、1052、1086の一部
	白水	827の2の一部、828の2の一部、828の3、828の4の一部、829の2、829の3、829の6の一部、830の2、830の3、830の6の一部、1017の1の一部
	エノ木坂	1014の一部
	ヲビタ	1080の一部

8 次の区域を大字平山字サヤノ浦に編入する。

大字	字	地番
平山	エノ木坂	961、962の一部、963の一部、971の1の一部、1084
	白水	827の2の一部
	ヲビタ	1013の一部
	ノマ	1015の一部

9 次の区域を大字平山字エノ木坂に編入する。

大字	字	地番
飯田	八王子	620の一部
	ウキシマ	691の一部
平山	ヲビタ	1013の一部

10 次の区域を大字平山字ヲビタに編入する。

大字	字	地番
平山	野中	864の1の一部、864の2の一部、878の2の一部、878の3、885の2の一部、885の4、886の1、886の2の一部、886の3、887、888の1から888の3まで、889の1、890から892までの各一部、894、895、1011の1の一部、1074の1の一部、1079の一部
	長原	1009の1の一部

	石原	1012の1の一部
	ノマ	919、920の1、920の2、921の1の一部、921の2、922の1の一部、922の2、924の1の一部、925、926の1、926の2、927の1、927の2、928、929、930の一部、931の一部、1015の一部、1081、1082
	エノ木坂	985の一部、986の一部、989、990、1014の一部
飯田	八王寺	587の一部、588の一部、590から592まで、593の2、595の一部、600の2の一部、601の1、601の2、602、603の一部、690の一部
	ウキシマ	231の2の一部、232の1の一部、232の2の一部、238の1の一部

福岡県告示第537号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
中間市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中間都市計画下水道事業 中間公共下水道
- 3 事業施行期間
平成6年3月23日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成15年福岡県告示第2045号の事業地に次の区域を加える。
中間市弥生一丁目、弥生二丁目、中間市大字垣生字出口の各字の全部並びに、中間市岩瀬四丁目、池田一丁目、深坂一丁目、中尾二丁目、大辻町、七重町、中間市大字垣生字五楽の各字の一部。
平成15年福岡県告示第2045号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。
。

中間市岩瀬二丁目、岩瀬三丁目、通谷五丁目、通谷六丁目、小田ヶ浦一丁目、

小田ヶ浦二丁目、扇ヶ浦一丁目、扇ヶ浦二丁目、扇ヶ浦三丁目、中間市大字垣生字濱、字宮ノ前の各字の一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第538号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

水巻町

2 都市計画事業の種類及び名称

水巻都市計画下水道事業 水巻公共下水道

3 事業施行期間

平成8年2月7日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成13年福岡県告示第433号の事業地に次の区域を加える。

遠賀郡水巻町高尾の全部並びに、古賀三丁目、中央、頃末北一丁目、頃末北三丁目、頃末四丁目及び吉田西一丁目の一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第539号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

鞍手町

2 都市計画事業の種類及び名称

鞍手都市計画下水道事業 鞍手公共下水道

3 事業施行期間

平成8年6月13日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成14年福岡県告示第2042号の事業地に次の区域を加える。

鞍手郡鞍手町大字中山字柳の全部並びに字幸の浦、字唐ヶ崎、字三ツ池及び字石ヶ崎の各字の一部。

同町大字木月字黒木及び字大境の各字の一部。

同町大字猪倉字石飛の一部。

平成14年福岡県告示第2042号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

。

鞍手郡鞍手町大字中山字藺牟田、字古仏町及び長崎の各字の一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第540号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

遠賀町

2 都市計画事業の種類及び名称

遠賀都市計画下水道事業 遠賀公共下水道

3 事業施行期間

平成8年7月24日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成8年福岡県告示第1343号、平成12年福岡県告示第1506号及び平成14年福岡県告示第2041号の事業地に次の区域を加える。

遠賀町島門、遠賀川一丁目、遠賀川二丁目、遠賀川三丁目、旧停一丁目及び旧停二丁目の各丁目の一部。

同町大字別府字木垂の一部。

同町大字広渡字休メ田の一部。

平成8年福岡県告示第1343号、平成12年福岡県告示第1506号及び平成14年福岡県告示第2041号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

遠賀町大字今古賀字正塚、字貴舟、字塔ノ元、字前見及び字砂田の各字の一部。

同町大字木守字村下の一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	保 木 線	前	うきは市浮羽町西隈上314番15先から 同市浮羽町古川212番3先 まで	8.0 ～ 9.5	38.0

		吉 井	後	同上	9.0 ～ 10.6	38.0
久留米	県 道	瀬 高 線 久 留 米	前	久留米市荒木町白口1361番3先から 同市荒木町白口1366番先まで	7.0 ～ 7.8	86.0
			後	同上	12.0 ～15.5	86.0

福岡県告示第542号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、その登録を取り消すことがある。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

名 称	氏 名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
アプロ	三 苦 博 充	福岡市博多区美野島3丁目12-14-204号	福岡県知事 (1)第08328号	平成17年8月15日

福岡県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
前原	瑞梅寺池田線	前原市大字井原2559番先から 同市大字三雲426番先まで
前原	福岡志摩線	糸島郡志摩町大字野北4123番先から 同郡同町大字野北4133番先まで

福岡県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	筑紫野太宰府線	前	筑紫野市大字山家2107番5先から 同市大字山家2102番7先まで	11.6 ～ 17.4	50.2
			後	同上	9.2 ～ 17.4	50.2

公 告**公告**

県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務並びに仕分、梱包及び配送業務の委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容**(1) 調達役務の名称及び数量****ア 名称**

県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務並びに仕分、梱包及び配送業務の委託

イ 数量

入札仕様書による。

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成19年3月31日まで

(4) 納入場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年3月31日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が13-05（運送）又は13-11（その他）で、「AA」又は「A」の等級に格付されている者（事前に福岡県総務部総務事務センター調達班で等級の格付の確認をすること。）

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、世帯への配布又は配送とする。

イ 同程度の基準は、1万世帯以上への配布又は配送とする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされて

いない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間

平成18年3月17日（金）から平成18年3月31日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成18年3月31日（金）午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁8号会議室

(2) 日時

平成18年4月3日（月）午後3時00分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（平成17年度配布部数の実績に1部当たりの単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額と平成17年度配送箇所数の実績に1箇所当たりの単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額を合算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（平成17年度配布部数の実績に1部当たりの単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額と平成17年度配送箇所数の実績に1箇所当たりの単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額を合算した額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
授業用ピアノ 2点
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期間
契約日から平成18年3月31日（金）まで
- (4) 納入場所
田川市大字伊田4395番地
福岡県立大学

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

入札参加に当たっては、次に掲げる要件のすべてを満たしていることを条件とする。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
10	01	文化活動用具	A、AA

競争入札参加資格の審査は2年毎に行っているが、同一業者でも9月以前と10月以降では格付が変わることがあるので注意を要すること。

- (2) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に相当数納品できると認められる者
- (3) 当該物品の納品後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明書を、下記8(2)に示す入札書の受領期限までに提出した者

なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県立大学会計課

〒825-8585 田川市大字伊田4395番地

電話番号 0947-42-2118

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成18年3月17日（金）から平成18年3月27日（月）までの県の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の場所及び提出方法

(1) 提出日時

平成18年3月27日（月）午後1時30分

(2) 提出場所

田川市大字伊田4395番地

福岡県立大学

(3) 提出方法

直接(1)の日時に持参すること。

9 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに8の(2)の場所において行う。

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、直ちに再度の入札を行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

ィ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）

）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (5) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (7) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 落札決定した者は、契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。